

特別口座と失念株主 に関する政省令案

制度調査部
横山 淳

株券ペーパーレス化レポート No.27

【要約】

2007年9月28日、金融庁と法務省は、株券電子化の細目を定める政省令案を公表した。

この中で、「失念株主」が権利を回復する手続の詳細も示されている。

具体的には、相続等を証明する書面を提出して請求、株券廃止後1年以内に、旧株券と株券廃止前にそれを取得したことを証明する書面を提出して請求が掲げられている。

ただし、これらの手続の完了前に、善意無重過失の第三者に転売されてしまったような場合には、権利回復は困難となるだろう。

はじめに

2007年9月28日、金融庁と法務省は『「社債等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」及び「社債等の振替に関する命令の一部を改正する命令(案)」の公表について』を公表した¹。

これは2009年1月に予定される株券電子化の細目を定める政省令(案)を示したものである。

本稿では、政省令(案)のうち、株主名簿の名義書換を忘れた株主(以下、「失念株主」)が権利を回復する手続の詳細に関する部分を紹介する。

まず、1.で株主の株券電子化対応の概要を説明し、2.で政省令(案)に基づいて、「失念株主」が権利を回復するための手続を説明する。

1. 株主の株券電子化対応の概要

政省令(案)の内容を説明する前に、株主の株券電子化対応の概要をおさらいしておきたい。

2009年1月に予定される上場会社の株券電子化により、上場会社の株券は一斉に無効となる。即ち、実質的に「紙切れ」同然となる。

もちろん、株券が無効になったからといって、株主の権利が喪失してしまう訳ではない。株主が従来の権利を保持したまま、円滑に株券電子化が実施されるための対応策が設けられている。

¹ 金融庁のウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20070928-12.html>) に掲載されている。なお、金融庁・法務省では、この政省令(案)について、2007年10月29日まで広く意見を募集することとしている。

対応策は、株主が事前に証券保管振替機構（以下、「ほふり」）に株券を預託しているか否かで、大きく異なっている。

(1) 「ほふり」に預託している場合

「ほふり」に株券を預託している株主の場合は、（現在でも）上場株式に関する売買や権利行使などは証券会社等に開設された口座で処理されており、現物の株券のやりとりは行われていない。そのため、一足早く、流通面で株券のペーパーレス化が実現していることになる。

そのため、株券電子化への対応は「ほふり」、証券会社、発行会社間の事務処理のみで完了し、株主自身は特別な手続を行う必要はない。従来のほふり口座（のデータ）がそのまま新制度の振替口座（のデータ）に引き継がれ、株券電子化後も従来通り、株式の売買や権利行使が可能である。

(2) 「ほふり」に預託していない場合（いわゆる「タンス株」など）

(A) 名義書換は完了している場合

「ほふり」に株券を預託していない株主の場合、株券電子化と同時に株券は無効となり、しかも株主としての権利を管理する口座も存在しないという状態に陥ることとなる。そのままでは、株主としての権利が宙に浮くことになってしまう。

そこで、「ほふり」に株券を預託していない株主の権利を保全するため、法律上、発行会社が（発行会社の指定した）信託銀行等に（株主名義の）特別口座（発行会社設定口座）を開設し、その株主の権利を保全することとされている（「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下、株式等決済合理化法）附則 8 条）。

株式が特別口座で管理されることとなった場合、株主は保有する株式の移転（譲渡、贈与、担保設定）については大きく制限されることとなる。即ち、特別口座から他の口座への振替が認められるのは、原則として、特別口座の名義人と同一の名義人の口座に振替を行う場合と、発行会社の口座に振替を行う場合に限られる。つまり、株主が自分自身で別途、証券会社などに開設した口座に移管する場合か、発行会社に単元未満株の買取請求などを行う場合を除いては、他の口座に移転できないことになる。

しかし、配当や議決権といった株主としての権利そのものは、（特別口座での管理を通じて）株券電子化後も保全されることとなる。

(B) 名義書換を失念している場合

特別口座の開設手続は、株主名簿の記載内容に基づいて処理されることとなっている。そのため、（株主名簿の名義書換を失念している）「失念株主」については、その株主のための特別口座は開設されず、株主名簿上の名義株主の特別口座が開設されることとなる。

その結果、そのままでは「失念株主」の権利は保全されず、最悪の場合には権利を喪失する危険性もある。

2. 「失念株主」の権利回復手続（政省令（案）に基づく）

株券電子化に伴って、権利を喪失するような事態を防止するためには、株券電子化前に次の 又はの対応を行っておくことが望ましいことは言うまでもない。

証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託する。

株主名簿管理人（いわゆる証券代行の信託銀行等）を通じて株券の名義書換を行う。

しかし、万が一、これらの手続が間に合わなかった場合を想定して、「失念株主」のために一定の救済措置も設けられている。

具体的には、「失念株主」は、一定の手続に従って、発行会社（実際には信託銀行等に事務が委託されるであろう）に対して、以下のことを申請することができるのである（株式等決済合理化法附則 8 条 4 項、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下、社債・株式等振替法）133 条 2 項）。

「失念株主」名義の特別口座の開設

株主名簿上の名義株主の名義で開設された特別口座から、「失念株主」名義の特別口座への株式の振替

(1)申請ができる者

政省令（案）では、上記の救済措置に基づいて申請を行うことができる者を、次のように定めている²（「社債、株式等の振替に関する命令（案）」（以下、社債・株式等振替命令案）16 条）。

（既存の会社が株券電子化を行う場合） 株券電子化のための通知（ 1 ）前にその株式を取得した者であって、株主名簿に記載・記録がされていないもの

（取得条項付株式の取得の対価として、電子化された株式（振替株式）が交付される場合） 取得条項発動のための通知・振替申請（ 1 ）前にその取得条項付株式を取得した者であって、株主名簿に記載・記録がされていないもの

（全部取得条項付種類株式の取得の対価として、電子化された株式（振替株式）が交付される場合） 全部取得条項発動のための通知・振替申請（ 1 ）前にその全部取得条項付種類株式を取得した者であって、株主名簿に記載・記録がされていないもの

（株式無償割当てとして、電子化された株式（振替株式）が交付される場合） 株式無償割当てのための通知・振替申請（ 1 ）前に、その株式無償割当てを受ける株主の有する株式を取得した者であって、株主名簿に記載・記録がされていないもの

（合併に際して、電子化された株式（振替株式）が交付される場合） 合併のための通知・振替申請（ 1 ）前に、消滅会社の株式を取得した者であって、株主名簿に記載・記録がされていないもの

（株式交換に際して、電子化された株式（振替株式）が交付される場合） 株式交換のための通知・振替申請（ 1 ）前に、株式交換をする会社（ 2 ）の株式を取得した者であって、株

² 厳密には、政省令（案）は、株券電子化後に新規上場などが行われるケースを想定した記述となっている。ただ、基本的には、2009 年 1 月に予定される上場会社の株券電子化の一斉移行についても、同様だと思われる。

主名簿に記載・記録がされていないもの

(株式移転に際して、電子化された株式(振替株式)が交付される場合) 株式移転のための通知・振替申請(1)前に、株式移転をする会社の株式を取得した者であって、株主名簿に記載・記録がされていないもの

上記 ~ の対象となる株式を目的とする質権の設定を受けた者あって、株主名簿に記載・記録がされていないもの

上記 ~ の相続人その他の一般承継人

(1) 各種の手続のために発行会社が振替機関(ほぶり)に行う通知・振替申請のこと(社債・株式等振替法 130 条 1 項)。

(2) 株式交換により完全子会社となる会社を意味するものと思われる。

単純に既発行の株券が電子化される場合だけではなく、合併、株式交換、株式無償割当てなどの結果、電子化された株式(振替株式)が交付されるケースについても、「失念株主」の救済措置が適用されることとなる。

加えて、対象となる株式の略式質権者()、「失念株主」の相続人等³()も救済措置の対象とされている。

ただ、略式質権者の場合、救済措置の手続が完了するまでは、第三者対抗要件が途絶える(実質的に無担保状態となる)こととなる。また、「失念株主」の相続人等も、被相続人の取得時期や相続の発生時期がかなり昔である場合には、後述する証明資料の用意が困難な場合も想定される。

その意味では、略質質権者や「失念株主」の相続人等の場合、法令上、救済措置の利用が認められたとしても、実務上、その活用が難しいこともあり得るだろう。

(2)申請手続

「失念株主」が救済措置を受けるための手続は、法律上は、次の3つの方法が定められている(社債・株式等振替法 133 条 2 項)。

名義株主と「失念株主」が共同して請求する。

判決であって執行力を有するものの正本・謄本、これに準ずる書類として主務省令で定めるものを添付して請求する。

利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合。

共同請求

は、名義株主と「失念株主」が共同で申請手続を行う場合である。これは(特別口座によって権利保全をされた)名義株主自身が、「失念株主」が真の権利者であることを認めているのであるから、「失念株主」の権利を回復させても支障がないケースだと言えるだろう。

³ なお、「失念株主」が名義株主の相続人等である場合は、上記(株券電子化前に取得で名義書換未了)に該当するものと思われる。

判決等

は、裁判所の判決等をもって申請する場合である。これも「失念株主」が真の権利者であることを裁判所等が認めているのであるから、「失念株主」が単独で請求を行っても、その権利を回復させて差し支えないケースだと言えるだろう。

の「これに準ずる書類として主務省令で定めるもの」として、政省令（案）は次のものを掲げている（社債・株式等振替命令案 17 条）。

和解調書その他判決と同一の効力を有するもの

利害関係人の利益を害するおそれがない場合

や の申請手続は確実ではあるが、手続として困難・煩瑣である。そのため、現実に取りうる方法とは余り言えないだろう。従って、「失念株主」の権利回復は多くの場合、 の方法によらざるを得ないだろう。

の「主務省令で定める場合」として、政省令（案）は次の場合を掲げている（社債・株式等振替命令案 18 条）。

- (イ) 「失念株主」が名義株主の相続人その他の一般承継人である場合、相続を証する書面その他の一般承継を証する書面を提出して請求する。
- (ロ) 発行会社が、「株券を発行する旨」の定款の定めを廃止した日から 1 年以内に、次のものを提出して請求する。
 - 株券電子化の対象となった株券
 - 「株券を発行する旨」の定款の定めを廃止した日の前に、その株式を取得し、又はその株式を目的とする質権の設定を受けたことを証する書面

(イ)は、相続等により株式を取得したものの名義書換を失念していたケースなどを想定してものである。この場合、相続等を証明する書面を提出して手続を行うこととなる。

(ロ)は、株券廃止（＝株券電子化）後 1 年間に限り、旧株券と株券廃止前に株式を取得した証明の提出という比較的簡便な方法での「失念株主」の権利の回復を認めようというものである。

これは「このような短期間であれば、株券の占有者が権利者である蓋然性が高いので、「失念株主」が判決等を取得しなくても、株券の提示と株式取得の事実を証する資料を添付することで、単独請求による特別口座の開設と当該口座への振替株式を認めようとするもの」と説明されている⁴。

3 . 手続について想定される留意点

「失念株主」の権利回復の手続は、通常、前記 2 . (2) (ロ)の旧株券と株券廃止前に取得した証明の提出によって行われることになるものと考えられる。

⁴ 始関正光（法務省民事局民事法制管理官（当時））「Q&A 平成 16 年改正会社法 電子公告・株券不発行制度」（商事法務、2005 年）p.184。なお、同書では、(ロ)の手続の期限について「失念株主の株式が振替株式となった後 6 ヶ月以内であって、かつ、当該会社が株券廃止会社となった日から 1 年以内」（要するに株券電子化の一斉移行の場合は、6 ヶ月以内）としていた。今回、公表された政省令（案）では、本文の通り、「株券廃止から 1 年以内」とされている。

しかし、この手続を利用する場合に留意すべき点がいくつか考えられる。

(1) 証明資料

株式を取得した時期がかなり昔である場合、株券廃止前に取得したことを証明できる資料をどうやって用意するかが問題となる。

例えば、取引を行った証券会社であれば「顧客勘定元帳」で取引履歴を管理しているはずである。証明資料についての実務上の対応は明らかではないが、その「顧客勘定元帳」のコピーを証券会社に請求すれば証明資料の一つとして利用することができるのではないかと思われる。ただ、「顧客勘定元帳」の法定保存期間は10年である。そのため、それ以前まで遡ることは困難な場合もあるだろう。

その他、証券会社が発行する「取引報告書」も証明資料の一つとなり得るだろうと思われる。ただし、基本的に再発行は不可であるため、取引時点で発行されたものを顧客が自分の手で保管していなければ利用できないと考えられる。

(2) 手続の期限

旧株券と株券廃止前に取得した証明の提出による手続は、前述の通り、1年限定の特例措置となる予定である。

この期限を過ぎると原則的な手続（名義株主との共同請求、裁判所の判決等）が必要となるものと考えられる。

(3) 第三者転売の可能性

仮に、名義株主が勝手に善意・無重過失の第三者に株式を売却してしまった場合、いわゆる「善意取得」により、「失念株主」が権利を喪失してしまう危険性がある⁵。この場合、1年間の期限とは無関係に、そもそも救済措置の適用を受けることができなくなるものと考えられる⁶。

これらの点を踏まえれば、「失念株主」が株券電子化後に権利回復手続を行う場合には、迅速な対応が必要であると言えるだろう。

⁵ 詳細については、拙稿「株券電子化Q & A（基礎編）」（2006年7月26日付DIR制度調査部情報）なども参照。

⁶ もちろん、「失念株主」は名義株主を相手に裁判を起こして損害賠償を求める裁判を起こすことは可能だろう。しかし、これには大変な手間や費用がかかることとなるだろう。また、仮に裁判に勝ったとしても、名義株主に資力がない場合などには、結局、損害賠償を受けることができないこともあり得る。